管理番号	団体名	提案	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	根拠法令等	       制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
番号	四件口	区分	分野	(事項名)	水の田田の芸体の岩石	AKIXEAA TI 47	神及の別官   海原州官	<b>追加</b> 六间旋未回体
33	和歌山県	する規制緩和	災·安全	等支援システムとLア ラートの連携による入 力作業の効率化		運用開始及びその準備について(令和2年3月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)通知)		盛岡市、福島県、茨城県、栃木県、館林市、前橋市、相模原 県、千葉市、川口市、相模原 市、新潟市、山梨県、愛知県、 豊橋市、半田市、豊田市、小 豊橋市、治賀県、大阪府、八尾 市、滋賀県、広島市、徳島県、 市、兵庫県、広島市、徳島県、 高松市、愛媛県、福岡県、宮 崎市
36	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	祉	保険者機能強化推進		機能強化推進交付金に関するQ&A(令		旭川市、苫小牧市、足寄町、花巻市、鶴岡市、新庄市、館林市、千葉県、文京区、横浜市、川崎市、平塚市、福井市、名古屋市、豊橋市、津島市、小牧市、新城市、京都市、西宮市、山陽小野田市、宇和島市、新居浜市、久留米市、大村市、宮崎市
39		B 地方に対 する規制緩 和	03_医療・福祉	康診査・保健指導国 庫負担金交付要綱で	基準単価を実勢単価とする等の改正をすること。 基準単価の算定額根拠を示されたい。不可能な場合は基準単価 の参考としている全市町村国保保険者の委託料について、委託	令、特定健康診査及び特定保健指導の 実施に関する基準、国民健康保険特定 健康診査・保健指導国庫負担金交付要		石巻市、ひたちなか市、埼玉市、公たちな市、松戸市、代連京川県、横浜市、福井市、福井市、福井市、高山市、浜松市、高市、当田市、出土市、豊田市、北陽市、島市、豊田市、城陽市、高松市、東田市、城陽市、京都市、北陽市、京都市、北陽市、京都市、北陽市、京都市、北陽市、京都市、北陽市、京都市、北陽市、京都市、北陽市、京都市、京都市、京都市、京都市、京都市、京都市、京都市、京都市、京都市、京都
58	明石市	A 権限移譲	祉			・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱3(3)ク(ウ) ・ひきこもり対策推進事業実施要領 2(2)	厚生労働省	福島県、栃木県、和歌山県、大分県、沖縄県

管理	田仕夕	提案	区分	提案事項	おめて世界の目は的内容	担抛计办体	判束の配答。即反応少	<b>冷加井同担安田</b> 体
番号	団体名	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省 	追加共同提案団体
61	平塚市、神奈川県	B 地方に対 する規制緩 和		養職員の配置基準の見直し		・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	文部科学省	盛岡市、花巻市、宮城県、福島県、いわき市、栃木県、川崎市、福井市、長野県、上田市、浜松市、沼津市、豊橋市、浜松市、豊田市、新城市、豊田市、京都府、京都市、京都府、京都市、京都原、鳥取県、高知県、 飯塚市、長崎市、熊本市
75		する規制緩和	振興	等からの申請・報告 処理のシステム化	システムの構築		厚生労働省、農林水産 省、経済産業省、国土交 通省、環境省	大阪府、高知県
86		B 地方に対する規制緩和		化・防災減災事業実 施要領等における、 国庫補助の対象の見 直し	一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送			北海道、栃木県、豊橋市、京都市、兵庫県、倉敷市、徳島県、熊本市、宮崎県
	砥部町、今治市、 宇和島市、八大湖市、伊予市、大四十、大四十、大四十、大四十、大四十、大四十、大四十、大四十、大四十、大四十	する規制緩	03_医療•福祉		感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付対象を拡充する	健康増進法第17条、第19条の2、健康増 進事業実施要領、感染症予防事業費等 国庫負担(補助)金交付要綱		足寄町、ひたちなか市、杉戸町、神奈川県、名古屋市、豊田市、京都市、三宅町、東伊豆町、萩市、高松市、高知県、 壱岐市、熊本市
	松山市、今治市、宇和島市、八八市、新居浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、久万高原町、松前町、内等南町、松野町、愛南町	する規制緩		前年同月比較要件の 見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、単に「前年同月における保育士以外の数(保育支援者を含まない)」が「同数以上」の場合は補助対象とする等、補助要件を緩和する。			旭川市、花巻市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、加賀市、犬山市、大阪市、守口市、東大阪市、松江市、徳島県、鹿児島市、沖縄県

管理番号	日仕名	提案	区分	提案事項	<b>光丛 7 拱军 0 目 伏 的</b> 内容	担加计入生	判束の配答。間反応少	追加共同提案団体	
番号	団体名	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省 	追加六间旋未回体	
125	東吾妻町	B 地方に対 する規制緩 和	05 <sub>-</sub> 教育·文 化	へき地における複式 学級に係る基準の緩 和	二の学年の児童で編制する学級の児童の数 十六人を八人に緩和すること。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号) 第三条第2項(学級編制の標準) 小学校 二の学年の児童で編制する学級 十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)		旭川市、福島県、栃木県、群 馬県、京都市、大阪府、兵庫 県、徳島県、長崎市、壱岐市	
141	八戸市、栃木県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	03_医療•福祉	金貸付事業特別会計	法第37条第5項及び政令第43条を改正し、一般会計繰出金の算定に用いる「一般会計繰入金」に、貸付事務費のために繰り入れた額を含めることを認めていただきたい。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37 条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施 行令第43条		北海道、千葉市、川崎市、鎌倉市、福井市、豊田市、寝屋川市、東大阪市、兵庫県、神戸市、高知県	
149	茨城県、福島県、 栃木県、群馬県、 新潟県	する規制緩和	祉	治療研究促進事業の 助成対象拡大	成対象とすること。	実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)		宮城県、栃木県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県	
150	茨城県、福島県、 栃木県、群馬県、 新潟県	B 地方に対 する規制緩 和		治療研究促進事業の 制度簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、事務の簡素化に資するよう、保険法令上の特定疾病給付対象療養の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明快な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするとともに、医療機関や患者の負担となる「入院医療記録票」を廃止すること。	実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局	学省、厚生労働省	宮城県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県	

管理	団体名	提案	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
番号		区分	分野	(事項名)				<b>追加</b> 共间旋来回体
160	特別区長会	B 地方に対 (する規制緩 部和		る制度の見直し及び 当該補助対象者の基 準の緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3第1項第9号に 規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、補助要件 として、同要綱第4第4項第6号の二に賃貸人が賃借人から権利 金、謝金等の金品を受領しないことを規定しているが、地域の実 情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で、それらを賃貸 の条件とすることを可能とする規制緩和を求める。 また、同要綱第4第4項第1号の口に規定される入居世帯の所得 要件について、家賃相場が高い地域においては、所得上限を公 営住宅法の裁量世帯水準とするよう、規制緩和を求める。		国土交通省	苫小牧市、川崎市、京都市、 神戸市
170		する規制緩 和		推進交付金の交付対 象年度の緩和	横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A		北海道、宮城県、茨城県、栃木県、長野県、宮崎県、宮崎市、沖縄県
185		する規制緩が	化	準の見直し		立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2) <単独校の場合> ・550人以上の学校:1人・549人以下の学校:4校に1人 <共同調理場を設置している場合> ・1500人以下:1人・1501人~6000人:2 人・6001人以上:3人		札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、福島県、神奈県、上越市、長野県、上田市、浜松市、豊田市、京都市、福知山市、大阪市、大阪市、香芝川市、加古川市、香芝市、徳島県、香川市、徳島県、香川市、徳島県、大留米市、飯場市、・長城市、大田市、熊本市、熊本市、徳田、東、大田、東、大田、東、大田、東、大田、東、大田、東、大田、東、大田、東
187	津久見市	B 地方に対 ( する規制緩 和		化事業及び農地中間 管理機構関連農地整 備事業における面積	採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア)	・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1	農林水産省	浜松市、犬山市、京都市、徳 島県、佐世保市、熊本市、大 分市、日田市、宮崎県

管理番号	団体名	提案	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	根拠法令等	       制度の所管・関係府省	<b>沪加井同担安园</b> 体
番号	四 <b>个</b> 石	区分	分野	(事項名)	水の合相画の具体的内容	<b>依拠</b> 法 7 寺	前及の別官・関係所有	追加共同提案団体
208		B 地方に対 する規制緩 和	祉	前年同月比較要件の 見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、保育士等の配置基準を満たした上で、保育支援者を加配した場合には全て補助対象とする。	総合支援事業費補助金交付要綱		旭川市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、犬山市、大阪市、東大阪市、徳島県、愛媛県、西条市、鹿児島市、指宿市、沖縄県
216	【共同提案】	B 地方に対する規制緩和					生労働省	宮城県、茨城県、新潟市、京都市、兵庫県、鳥取県、新居浜市
220	埼市市市市山谷加間木川士蓮鶴市み三町わ里里梨玉、、、、市市市市市見田ヶ、野芳、町町町県県越口父松羽上戸朝和北、、市市島吉市町鳩、、、、、、市市市山生尾田霞光本三幸、市白毛町野川居田い、、、市市市市市市市市郷手日、岡呂と町、、、、、、、、、、、、市市高ふ市山き、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	B 地方に対する規制緩和	化	「特別支援学校への 就学奨励に関する法 律」に基づく特別 教育 教育 教育 教化	٤.	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料		札幌市、大方な市、神宗市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、

管理	! 団体名	提案	区分	提案事項	世界の目体的内容	担伽注办学	       制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
番号		区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	耐及の所官 関係所有   	<b>迪加共</b> 问旋条凹体
233	京都市、大阪府、堺市、和歌山県、島取県、関西広域連合	B 地方に対 する規制緩 和		ける補助対象期間等の見直し	応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	20日付け内閣府地方創生推進事務局)		青森県、福島県、茨城県、愛知県、高松市、愛媛県、高知県、宮崎県
234	京都府、大阪府、	B 地方に対 する規制緩 和		災害救助法における 「救助」の範囲への家 屋 被害認定調査等 の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	災害救助法第4条、災害救助法施行令 第3条		福島県、須賀川市、栃木県、前橋市、練馬区、八王子市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市
235	京都府、大阪府、	B 地方に対する規制緩和	災•安全	制度についての支援 対象の拡大	制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。	被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条		八戸市、福島県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、豊橋市、出田市、豊田市、豊田市、豊田市、豊田市、田市、岡山県、倉市、岡県、福岡県、名崎県、福岡県、宮崎市、熊本市、新市、宮崎市、大田市、宮崎市、大田市、宮崎市、大田市、宮崎市、大田市、宮崎市、大田市、宮崎市
252	熊本市	B 地方に対 する規制緩 和		連携協力推進事業費補助金」の対象事業の自由度の拡大	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、該当する7種の事業について要綱で定める対象経費の3分の1を国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自治体への配当額が決定されている。査定に際しては、本市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このような国の方針を間接的に強要されるような状況下では、各自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができないため、当補助金についての傾斜配当の是正を求める。また、コミュニティ・スクールだけではなく、学校評議員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。	助金交付要綱		茨城県、前橋市、千葉市、豊 橋市、春日井市、豊川市、新 城市、京都市、徳島県、愛媛 県、長崎市、宮崎市

管理番号	· 団体名	提案	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	
		区分	分野	(事項名)					
253	熊本市	B 地方に対する規制緩和		等補助金の遠距離通 学費(スクールバス委 託料)の補助期間の	現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることになるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。	へき地児童生徒援助費補助金交付要綱		宮城県、福島県、栃木県、柏市、横浜市、相模原市、愛知県、名古屋市、新城市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、広島市、徳島県、佐世保市	
255	熊本市	B 地方に対 する規制緩 和	05_教育·文 化		学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方式を勘案した仕組みとなるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額を設定してほしい。	公立学校情報機器整備費補助金交付要網		旭川市、須賀川市、栃木県、 前橋市、館林市、鎌倉市、新 潟市、新城市、京都市、加古 川市、佐世保市	
259	熊本市	B 地方に対 する規制緩 和	03_医療•福祉	い医療の必要な児童 における医療的ケア	医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大、及び障害児 通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定で きる仕組みとしてほしい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)		旭川市、宮城県、福島県、郡山市、いわき市、前橋市、船橋市、栃木県、世田谷区、神奈川県、横浜市、相模原市、小田原市、岩田市、京都市、党橋市、犬山市、京都市、高知県、倉敷市、宮崎市	

44	<sub>管理</sub>		 [区分							
管理 番号	団体名	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
1	関西広域連合		01_土地利	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	地方計画について、策定権限の移譲	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。また、広域連合は、構成府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「関西全体の広域行政を担う責任主体」であり、関西における計画を推し進める主体としてより適切である。現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることからも、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合が関西の計画を策定することが必要である。	国土形成計画法第9条	国土交通省	壱岐市	平成26年提案募集管理番号60において議論済み。国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」、「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
2	関西広域連 合	A 権限移譲		づく整備計画の決 定権限・各区域の 指定権限の移譲等	画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場	以上のことから、地方創生の更なる推進のためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	第10条、第11条、第12 条、第14条 近畿圏の保全区域の整 備に関する法律第5条、 第7条	国土交通省		平成27年提案募集管理番号11において議論済み。国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
3	関西広域連 合	A 権限移譲		市計画区域の指定		都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省		平成27年提案募集管理番号12において議論済み。国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

管理番号	· 寸	]体名	提案 区分	S区分 分野	上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
4	関合	広域連	A 権限移譲	06_環境•衛生		限、立入認定権限等の地方環境事務 所長権限について、関西広域連合へ の移譲を求める(山陰海岸国立公 園)。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。第32次地方制度調査会で地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	6·7·8項、第21条第3·6· 7項、 第22条第3·6·7項、第23 条第3項第7号、第24条、 第30条、第32条、第33			平成26・27年提案募集において議論済み。環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
5	西	広域連	A 権限移譲	06_環境•衛生	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。なお、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変わりはなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省		平成27年提案募集において議論済み。環境省は、「国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。」としている。当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
6	関合		B 地方に対 する規制緩 和		ける国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確 化及び範囲拡大並びに国との共同事	密接に関連する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。関西に関連する国の計画策に対策など、共同で取りならの変に関連する事務に円滑なが高まりからの率が共った、広域連合とあることが適当な事務にして、広域連合からの要請により乗める。	ら都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請が あったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条	地方自治法 第252条の17の2第3項、 第4項 第291条の2	総務省		移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、平成26年提案募集管理番号235において議論済み。 移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

省	·理 ·号	団体名	提案 区分	区分 分野	上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
8	合		B 地方に対する規制緩和	化	に係る認可基準の緩和	用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。	置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。 設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。 また、人口減少が進む中、地域では社会教育施設等の持続可能な運営が求められている。自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えない。 現在、第32次地方制度調査会でも、地域ストックの有効活用が求められていることからも、設置基準の緩和が必要である。	8章(第4条、第8条、他)	文部科学省	浜松市、宇和島市	自治体が希望に反して既存施設を有効活用できないという具体的なニーズが示されておらず、また、専門職大学のみに活用させる理由も不明確であることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
10	関合	西広域連	譲	振興	化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。	第8条、第9条、第60条第1項			現行制度における支障事例、制度改正による効果等、制度改正の必要性が具体的に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	富	山市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	計画における農用 地利用計画の変更	地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合に限り、県との協議・同意を廃止する。	市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、二重行政による不要な事務手続きにほかならず、期間短縮の大きな妨げとなっている。また、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。しかしながら、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、本市では農振除外に約6ヵ月の期間がかかり、迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。その農振除外に約6ヵ月もの期間がかかっては、効率的な営農を構想しても1作分の遅れが生じ、効率的かつ安定的な農業経営を営むことができない。なお、農家住宅、農家分家住宅に限っては、他市にまたがることもなく、一市町村内で完結するため、農地のマクロ管理や広域調整の観点からも、都道府県知事との協議・同意は不要である。	農業振興地域の整備に 関する法律第8条第4 項、第13条第4項	農林水産省	崎市、座間市、高岡市、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、草津	平成29年提案募集管理番号32において農家住宅・農家後継者住宅の設置に伴う農用地利用計画の変更について「軽微な変更」とすることを求める提案があり、農林水産省からは、「都道府県宅を開発を設定した。」との登り、集団の大きにの登り、集団の大きには、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部で

管理		提案区分提案事項						制度の所管	追加共同	理由
番号	団体名	区分	分野	(事項名) 	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	•関係府省	提案団体	(今後検討・調整が必要な事項)
13	富山市	B 地方に対する規制緩和		における必要な資 力及び信用がある	家分家・自己用住宅の場合に限り、必要な資力及び信用があることを証する 書面の添付を不要とする。	農地転用許可申請書には、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、費用の多寡を問わず添付しなければならないとあるが、自己用住宅等の建設については、事業費も少額であり、事前に住宅建設業者と資金面での相談がなされているため、転用申請の際にも添付を求めることは申請者の負担が大きい。住宅資金については、金融機関からの借り入れだけでなく、親や親族からの借り入れのケースもあり、親族の預金残高まですべて確認させることは至極失礼にあたる。また、必要経費の積算に担当職員の労力と時間を要することや、申請期限までに添付がなければ、翌月の申請扱いとなり、転用許可に1ヵ月の遅れが生じる。	号及び第5条第2項第3 号 農地法施行規則第30条 第4号及び第57条の4第	農林水産省	福井市、上田市、犬山市、五島市	平成30年提案募集管理番号71において、添付書類に係る運用の柔軟化に関する提案があり、当該提案への対応として、源泉徴収票や青色申告書のような、客観的に資力や信用が証明できる書類の写しが証明書類として認められることが明確化されるなど、当該添付書類については、現行制度の下でも柔軟な対応が可能となっているところ。このような現行制度下での対応を行ってもなお議論する必要性が認められるような、新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
18	逗子市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	防災備蓄倉庫につ	のうち、床面積10㎡以下のもの」については、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること。		及び第6条第1項、「小規 模な倉庫の建築基準法 上の取扱いについて(技 術的助言)」(平成27年2 月27日付け国住指第	国土交通省	豊橋市、豊田市、犬 山市、枚方市、兵庫	平成26年提案募集管理番号217において、専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に建築では、議論を行った結果、「小規模な倉庫の建築基準法上の取住指第4544号」において、大田に自立して、外部部に入が立ち入らないものについては、建築をである。」といれを行うことができ、外部部に入が立ち入らないものについでは、建築を施設当しないものに対したができるとができ、と、建築をである。」といるものであるが、上記技術的助言を踏まとし、建築をであるものであるが、上記技術的助言を踏またる、今回頂いた提案は、上記技術的助言を踏またる、であるものであるが、上記技術的助言を踏またるが、方による対応が可能となって、表によるが、方による対応が可能となって、表に表による対応が可能となって、表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に
21	高岡市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	類の見直し	NPO法人認証申請書類の事業計画書・活動予算書について、それぞれ設立年度分と翌事業年度分の提出が求められているが、申請する団体が従来から特定非営利活動を行っていた場合は、翌事業年度分については、その実施団体の直近の事業報告書・決算書で代替できるものとする。(登記事項証明書)NPO法人設立後の提出書類の中に、	本市では、地域における市民ニーズが多様化する中、各種団体等と連携し、事業の実施等を通して課題解決に取り組んでおり、市内では自治会等のコミュニティ活動をはじめボランティア、NPO活動等の多様な主体による活動機会が増えてきている。しかしながら、人口減少・少子高齢化等に伴い、地域における生活環境や生活様式が変化し、地域課題はますます複雑化してきており、自治会組織等の高齢化、担い手不足もあり、コミュニティ活動の維持・継続自体が困難な状況が出始めている。【支障事例】 地域運営組織は、地域内の施設を拠点として、当該地域に関する活動や事業を行っていくことで活動の充実が図られる。円滑な施設管理や事業運営を進めるためには、法人格をもった組織とすることが適当であり、設立に係る費用負担が少ないNPO法人になることで地域活動の活性化を推進する場合、設立手続に必要な書類が多いなど、住民の負	特定非営利活動促進法第10条、第13条	内閣府	盛岡市、宇和島市、高松市、鳥取県	提案団体の目指すコミュニティ活動の維持・継続に当たり、現行のNPO法人設立手続の煩雑さがどのように支障になるのかや、手続簡素化により期待される効果等が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。